

2014 年度勤労者福祉の充実・強化に関する

要 請 書

2015年3月 12 日

一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目

要請事項	担当部局	回 答
1. 労働者福祉運動・事業との連携・支援について (1) 地域労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて諸活動を展開している(一財)鳥取県労働者福祉協議会(以下、鳥取県労福協)に対し、引き続きの財政支援をお願いしたい。	・商工労働部(雇用人材総室労働政策室)	鳥取県労働者福祉協議会補助金として労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところである。平成26年度も引き続き県教育委員会高等学校課とも連携し若者の早期離職防止に向けた取り組み(ミニ冊子「THE社会人基礎編」を県内の高校3年生に配布)をしており、その冊子の配布部数を増やすなどして補助金として財政的支援を継続すると共に、活動への協力と連携の強化に努めたい。
(2) 県内の厳しい経済状況や労働における規制緩和がすすみ、労働法制が尊重される労務管理や健全な雇用労働が崩れていく中で、労働者からの労使間トラブルの相談が数多く寄せられている中小企業労働相談所「みなくる」の事業運営につき、これまでの情報蓄積や実績があり継続的な運営体制が可能な鳥取県労福協が引き続き受託運営できるよう取り計らわれない。	・商工労働部(雇用人材総室労働政策室)	労働相談業務や労務管理改善指導などの中小企業労働相談所設置事業の業務委託を、平成20年度から平成22年度まで鳥取県労福協に随意契約を締結したが、企画提案を広く募集しサービスの質の向上を図るため、平成23年度は契約方法を公募方式に見直し、公募の結果鳥取県労福協へ単年度契約を締結した。 また、対人業務の特殊性ゆえ、相談者である県民側が受けるサービスの質の維持の観点から同一事業者による一定期間の継続的な実施が望ましいこと、及び受託事業者の雇用の安定かつ対人業務の特殊性から、ノウハウの継続が期待できる雇用期間が望ましいことから、契約方法を平成24年度から複数年度(3カ年)の公募方式に見直し、平成27年度以降も同様に複数年度(3カ年)契約締結することを予定している。 なお、平成27年度から平成29年度の委託先については、審査の結果鳥取県労福協に決定した。
2. 消費者行政の充実強化に関する要請について (1) 消費者被害に伴う経済的損失額は約6兆円(消費者庁公表値)と推計されています。高齢者を狙った新手の詐欺手法など犯罪の形態も広がっています。鳥取県においても例外ではなく多くの被害が発生しているものと思われます。国民全体の被害を防止する観点から、悪質商法の根絶に向け消費者行政の取り組みを強化されたい。	・生活環境部(消費生活センター)	平成27年度には、特に高齢者の見守りの観点から、悪質電話勧誘被害防止対策として自動アナウンス機能付き通話録音機器の設置や、地域での見守りのネットワーク化を目的として関係者が広く参画する研修会などを予定している。 また、平成27年末までに策定する鳥取県消費者教育推進計画に、消費者被害防止のための啓発などについても盛り込み、計画策定後は関係機関と連携しながら計画の着実な実施を図っていく。
(2) 消費者教育の推進に対する支援 高校生の社会人前教育として、働く前に労働におけるルール解説や、金銭トラブル防止のための知識について広く浸透を図ることが必要と考えます。県内高校におけるとりくみ状況を検証し、未実施高校での取り組みの促進を図られたい。	・教育委員会(高等学校課)	高校生の社会人前教育については、その重要性について十分認識しており、各学校に対して取組の一層の推進を促すとともに、必要な情報を提供しているところである。 具体的には、従来のキャリア教育に加え、社会や職業に関する学習テーマから各学年の発達段階に応じ、講義、演習、ワークショップ等を全県立高校で実施する「宅配とっとりキャリア塾」という事業を実施しているほか、模擬裁判、法や金融等の専門家による出前授業を行う「生徒と社会がつながる教育推進事業」を実施している。 また、昨年度からは、貴協議会・連合鳥取・鳥取県経営者協会と協力して「THE社会人(基礎編)」を作成し、卒業後の進路にかかわらず、高校3年生全員に配布し有効活用している。 今後とも、関係機関の協力を得ながら、高校生の社会人前教育の推進に努めて参りたい。
(3-1) 経済的事情による教育格差を解消し、すべての子どもたちに憲法で保障されている学習権を保障するために、子どもの貧困対策についての計画を定めるとともに、就学援助認定基準の引き下げを行わないことや、特に準要保護家庭における援助内容の拡大を図るよう市町村に要請されたい。	・福祉保健部(福祉保健課) ・教育委員会(小中学校課)	子どもの貧困対策については、今年度中に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、総合的に推進していくこととしている。(福祉保健課) 市町村が実施する就学援助は、生活保護法に基づく生活保護を受けている世帯を対象とする要保護のほか、市町村が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者を対象とする準要保護の制度があり、その認定基準は各市町村において定められるものである。なお、平成25年の生活扶助基準見直しに関して、できる限り他制度へ影響が及ばないよう申し合わせた国の対応方針について、国からの通知に基づきその趣旨の理解及び適切な対応を市町村に対して周知している。(小中学校課)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目

要請事項	担当部局	回 答
(3-2) 高校授業料等の減免措置の拡大、現行奨学金制度の問題点を明らかにするとともに、返済に苦しむ若者がいる現状をふまえ給付型奨学金を国、県が導入されたい。	・教育委員会(人権教育課)	平成26年度入学生から、非課税世帯の新規入学生を対象に、国の補助事業により、高校生等奨学給付金を支給している。
3. くらし(食)の安全・安心の確保について		
(1) 地域防災力向上に向けた人材育成の一環としての防災士育成のために、日本防災士機構と協定し、防災士の受験資格が付与される講座の開催や費用補助等を強化されたい。	・危機管理局(消防防災課)	県における防災士養成の取り組みについては、市町村の防災・減災対策を支援するための鳥取県防災・危機管理対策交付金(平成21年度創設)の対象メニューに指導者養成講座開催経費や防災士資格取得経費等を組み込むことにより、これらの取組の促進を図っているところである。また、平成21年度から22年度にかけて防災士養成プログラムを盛り込んだ地域防災活動指導者養成研修をモデル的に実施(受講修了者322名の内75名が防災士の資格を取得)するとともに、県と日本防災士会鳥取県支部は、平成18年度から防災協定を締結しているほか、地域における防災活動を支援していただくため、同支部の会員を鳥取県自主防災活動アドバイザーとして登録するなど、防災士と連携した取組を行っているところである。
4. 中小企業勤労者の福祉格差の是正		
(1) 中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立と再生に向けて市町村に対しての支援と指導を強化されるとともに、広域化に向けてご尽力願いたい。 ※補足説明 倉吉を中心とした未設置エリアへの何らかの働きかけが必要と考える。	・商工労働部(雇用人材総室労働政策室)	中小企業単独では実施が困難な福利厚生を担っている中小企業勤労者福祉サービスセンターに関して、その利用促進は勤労者福祉向上の観点からも望ましいことである。現在、鳥取と米子の各センターへは、それぞれ鳥取市、米子市が補助金で支援を継続しているところであるが、財政面を含めた効果的な運営について、今後もセンターと関係市町村が主体的に連携して取り組むことを期待したい。 なお、現在、事業対象外(未設置エリア)となっている県中部地域(倉吉市、東伯郡)については、引き続き関係先から意見を聴取する等、そのあり方・可能性についての検討を進めていきたい。